

事務連絡
平成 29 年 6 月 2 日

市町村 障害児福祉主管課
県所管 指定障害児通所支援事業者 } 御中

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課
施設指導グループ

「保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書」の送付について

本県の障害児支援施策の推進につきましては、日頃より格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて別添のとおり厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係より連絡がありましたので、送付いたします。

なお、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)においては、成果目標として、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とすることが盛り込まれております。

また、平成 28 年 3 月 7 日付け障障発 0307 第 1 号(厚生労働省障害福祉課長通知)においては、「障害児についても、保育所、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等の一般施策を利用(併行利用を含む。)する機会が確保されるよう、例えば保育所等訪問支援の活用など、適切な配慮及び環境整備に努めること」とされています。一部団体からは、現在の障害児通所支援事業について、障害児を囲い込んでしまいインクルージョンの方向に反するのではとの懸念も聞かれるところです。

つきましては、関係所属・機関への周知につき御協力いただくとともに、今後とも、保育所等訪問支援の積極的な活用と効果的な実施につき、ご配慮くださるようお願いいたします。

問合せ先

施設指導グループ 中村

電話 045-210-1111(内 4725)

ファクシミリ 045-201-2051